

確定申告される場合は提出不要です。

個人番号（マイナンバー）提供のお願い

奈良県 吉野町役場 ふるさと納税係

このたびは世界遺産吉野ふるさとづくり寄附をお申し出いただき、誠にありがとうございます。既にご承知のとおり、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」が平成 27 年 10 月 5 日に施行されました。この法律により、市町村民税・道府県民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書に関し、お住まいの市町村へ申請特例通知書を提出するため、貴殿の個人番号（マイナンバー）のご提出とご本人確認の必要がございます。

つきましてはお手数をおかけいたしますが、下記に個人番号が印字されている「個人番号カード」もしくは「通知カード」及び「運転免許証」等の本人確認書類の写しを貼付いただき、吉野町役場ふるさと納税係までご提出くださいますようお願い申し上げます。

なおご提供いただきました番号確認書類・本人確認書類は当町で確認登録の後、ただちに廃棄処分致します。また、登録した個人情報適切・厳正に管理等を行います。

※寄附当該年 1 月 1 日から 12 月 31 日の間にこの提供票をすでにご提出された方は、氏名・住所に変更がなければ提出は不要です。（1 年間に一度の提出で構いません。）

個人番号提供票（令和 年分）

下記書類が確認できるように、コピーして貼り付けてください。

① 番号確認書類

マイナンバーカード(裏面)

※個人番号のある面

↓↓マイナンバーカードをお持ちでない場合は↓↓

マイナンバー通知カード

ご注意
下さい

通知カードの氏名、住所等が住民票の記載事項と一致しない場合、マイナンバー通知カードは個人番号確認書類としてご利用いただけません

個人番号が記載された住民票

（上記いずれかのコピー）

②本人確認書類

マイナンバーカード(表面)

運転免許証

パスポート

身体障害者手帳(カード型)

精神障害者保険福祉手帳

療育手帳(カード型)

在留カード

特別永住者証明書

（上記いずれかの顔写真付き書類のコピー）

上記の本人確認書類をお持ちでない場合、下記のいずれか2つをご貼付ください

- 健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童手当証書、介護保険被保険者証 等